

実規模開発試験室における
空調機（エアコン）の撤去作業
仕様書

令和6年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

楢葉遠隔技術開発センター

遠隔機材整備運用課

1. 目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）福島廃炉安全工学研究所 櫛葉遠隔技術開発センター 遠隔機材整備運用課（以下、「運用課」という。）は、遠隔機材の整備・管理を行っており、所有する遠隔機材の一部を、核燃料サイクル工学研究所 実規模開発試験室に保管している。

本件は、核燃料サイクル工学研究所 実規模開発試験室にある、運用課保有の空調機（エアコン）の経年劣化に伴う撤去作業を行うものである。

なお、受注者は、対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

2. 作業場所

〒319-1194 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 実規模開発試験室 指定場所

3. 契約納期

令和6年10月31日（木）

4. 作業範囲及び項目

- (1) 空調機、配管(カバーを含む)、操作パネルの撤去
- (2) 発生した産業廃棄物の運搬・処分
- (3) 上記に係る提出図書の作成

5. 撤去品の仕様及び数量

- (1) 空調機：2式（室内機：RPK-AP112K、室外機：RAS-AP112SH）
- (2) 配管及び配管カバー、支持金具：2式（1階(室外機)～4階(室内機)まで）
- (3) 配線：2式（4階の室内機～漏電遮断器2次側まで）
- (4) 操作パネル本体
- (5) 冷媒ガス：R410A

詳細は別添に記載。

6. 搬出方法

受注者は、原子力機構の指示に基づき産業廃棄物の運搬車両に積載して搬出するものとする。

なお、産業廃棄物の運搬車両は受注者側で準備するものとし、車両側面等に産廃運搬用車両である旨を表記するプレート等が貼付されていること。

7. 処理及び処分

受注者は、搬出した産業廃棄物の中間処理による減量化及びリサイクル化を図るとともに、減量化されない産業廃棄物については、適正に最終処分場において処分する

こと。本業務を行うに際し、都道府県知事等の許可を得ていることを条件とし、受注者の責任において処理処分を完結させるものとする。

8. 作業に必要な資格等

- (1) 高所作業車運転技能講習
- (2) 冷媒フロン類取扱技術者(第1種または第2種)
- (3) 低圧電気取扱業務特別教育
- (4) 電気工事士(第1種または第2種)

9. 提出書類

図書名	提出時期	部数	確認
産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	契約後速やかに	1部	要
産業廃棄物処分業許可証の写し	契約後速やかに	1部	要
工程表	契約後速やかに	1部	要
作業計画書	契約後速やかに	2部 (1部返却)	要
工事・作業安全マニュアルに該当する書類	契約後速やかに	1部	要
委任又は下請負届	作業開始2週間前までに (必要に応じて)	1部	要
作業日報・KY	作業の都度、3日以内	1部	不要
作業完了報告書(中間処理場等の写真添付)	作業完了後速やかに	2部	要
墜落制止用器具の作業前点検記録(墜落制止用器具作業前点検表)	作業完了後速やかに	1部	要
墜落制止用器具の定期点検記録(6か月点検)	作業完了後速やかに	1部	要
産業廃棄物管理票(マニフェストB2、D、E票)	作業完了後速やかに	1部	要
その他原子力機構が必要と認めた書類	必要に応じて	1部	要

なお、提出書類の形式については以下のとおりとする。

- ①提出書類は日本語表記とする。
- ②提出書類はパイプ式ファイルに纏めて提出すること。
- ③提出書類の電子データを光学メディア(USB、CD又はDVD)に書き込み、1式として提出すること。

10. 検査(検収条件)

産業廃棄物管理票(マニフェストB2、D、E票)が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める期限内に原子力機構に返送されたことの確認及び作業完了報告書の提出を以って、本仕様における産業廃棄物の処理処分が完結されたものと認め、検査合格(検収)とする。

1 1. 適用法令・基準等

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 安全衛生管理規則
- (3) 日本電機工業規格 (JIM)
- (4) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (5) 電気事業法
- (6) 電気工作物保安規定
- (7) 共通安全作業基準・要領
- (8) 環境技術開発センター 安全作業基準
- (9) 安全管理仕様書
- (10) その他受注業務に関し適用又は準用すべき全ての法令・規格・基準及び、原子力機構の定める諸規則、基準等

1 2. 特記事項

- (1) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動すること。
- (2) 受注者は従事者に関して労働基準法、労働安全法その他法令上の責任及び受注者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任をすべて負うものとする。
- (3) 受注者は、撤去後の取付け穴等については、パテやコーキング材で修復すること。
- (4) 受注者は、操作パネル撤去後の配線末端部及びその他接続されていない配線末端部は絶縁処理をすること。
- (5) 受注者は、原子力機構の求めに応じ、中間処理場等の現地確認（マニフェストの照合確認を含む）に対応すること。
- (6) 受注者は、いかなる場合においても再委託してはならない。
- (7) 受注者（中間処理業者）は、必要に応じて中間処理物の再委託（最終処分等）をすることを認める。
- (8) 作業完了報告書には、産業廃棄物の運搬車両への積込み作業前、積込み作業中、積込み完了、運搬先荷おろし前及び荷おろし完了後及び中間処理施設等の写真を添付すること。また、運搬車両と共に運搬先の中間処理場の処分業の許可の掲示板の写真も添付すること。
- (9) 受注者作業員及び現場責任者は、原子力機構担当者が安全確保のために行う指示に従うこと。
- (10) 作業実施に必要な電力は支給するものとする。
- (11) その他、仕様書に定めのない事項については、原子力機構と協議の上、決定する。

1 3. 環境への配慮

- (1) 受注者は、原子力機構環境基本方針を踏まえ、省エネルギー、省資源に努めること。
- (2) 受注者は、原子力機構構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。

1 4. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用すること。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 5. 協議

本仕様書について、疑義が発生した場合は、原子力機構の担当者と協議の上、決定することとする。

1 6. その他

明らかに受注者の責に帰すべき不具合が発生した場合には、受注者は、無償で速やかに不具合を復旧すること。

以上